

35
4
44

同志社病院長ドクトル、ジョン・シ・ベルリ著

安息日學校行儀心得

明治二十三年一月

大阪福音社

020217-000-7

特16-491

安息日學校行儀心得

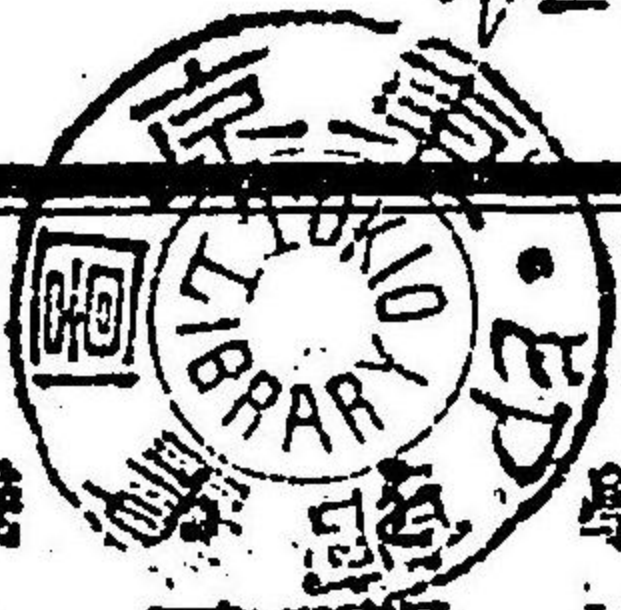
ジョン・シ・ベルリ／著

M23

ABI-0019



V21423/23



一この書のハルリ氏が岡山に滞在せし頃岡山教會
 學校の爲に著述せられし小冊子なれば爾來七
 閱せし諸教會の恐らく蛇足の笑とある可き事
 可しされど今日とても信者少數の講義所又ハ日未だ
 淺き傳道地ハ益するも少からざるべしと信じて印
 刷に附す

一ハルリ氏の他日完全したる安息日學校心得を著述せら
 れんとの思考ありとさく

譯者述る

安息日學校行儀心得

基督教信者の行爲の何事も宜しき道に
ありその太七〇十二人爲られんと欲ふとの爾また人
も其如く爲よと正しき道を教へ給ひたる主の御言に従
ハあり
抑も行儀てふ者ハさあから油の機關に於けるが如く
する所を圓滑にして社會の不行儀を善良に導く者
安息日學校も又要用なる者あり誰れも知る如く會堂
の安息日學校の眞の教を信すべき心を振起さしむる處
れハ些細の過失も不行儀となりて教の妨害とされ左
其心得方を述べん

第一 就業前ハ會堂にて世俗の談話を爲す可らず凡て社

會の卑俗を知るとの教を聽く者の益とあらずして
反つて邪摩となる者あり

第二 出席ハ迅速の度を失ひ規律の整ざる如きハ其弊害
役員教師生徒の上ハ必ず感染する者なればよし學
校中にて如何ハ卑下の人たりとも其行爲に顯ハれ
し事柄ハ學校の風とある者あり然ハ學校ハ來りて
教を受る人々の皆其行爲を慎み善良ある教育法を
破らざる様ハ注意すべし

第三 就業の時間ハ遅參すると等も不親切即ち不行儀な
る譯ハ一人の遅刻ハ學校中の滯滞となる者なり
又遅參せし者へ挨拶等を爲すべからず
第四 就業前ハすべての要事を爲し置くべし授業中猥り

お席を離るべからず

但し必要なる事あるときは幼童の組などの必

しも其の教師お許可を請ふべきこと心得べし

第五 祈禱のときおの青年輩の必らず首を垂れ眼を閉ぢ

外物の阻礙を絶つ可し斯く爲すこと其の人の爲

のみならず少年輩の模範とありて感化を與ふるも

のあり

第六 讚美歌の公衆の爲なれば誰々も唱ふ可きの勿論お

れど或の冷淡の心よりして發聲せぬ人あり是又不

行儀の一なり

第七 たとひ唱歌の出來ぬ人おても心中おて讚美の聲と

共お讚美すべし讚美の神を拜すると同じ譯故歌の

ぬとでも肅んで静お爲すべき事あり若し然らずし

て笑ひ低聲さ或の戸障子の開閉をなし猥りお席を

立つが如きと不行儀の最も甚しきものなれば嚴

しく慎むべきとあり

第八 教師たる者の會堂の内外を問はず生徒又其の親

族お對して勤めて禮儀を正しふす可し決して無禮

の無き様常お生徒おも訓へ禮文お嫻ふ様お力を用

ふべし

第九 利未十九〇三、お白髮の人の前お起あがるべし

また老人の身を敬ひ又箴言十六〇三一、お白髮の榮

の冠弁なりとある如く老年の人を敬ふ可し

第十 生徒の役員教師お對して眞心お忠實を盡すべし又

役員教師の生徒に對する親切を以てすべし互に
斯く爲す時、己の心のつから學校の美風を養成する
者なり。

第十一

就業中菓子等を決して食ふ可らず

第十二

新會堂に來る人ある時の教師並に青年の人々の

特別禮儀を正ふし、主基督が其處へ來る者の爲に御
手を擴げて何人を論せず、救ひ給ひし如き聖き例に
倣可し、安息日學校のまさしく主の御殿あれば、外來
人へ對し決して不愛情なることを爲す可らず、天に在
す父の神と地ある兄弟の人を愛せよとの聖言を
意として行儀を正ふすべきなり。

生徒の精神を常に感奮誘導せしめ、退歩の憂あからしむる

如何なる方法を用ふ可きか

生徒をして敬虔の信徒となす、如何に爲すべきか

第一 教授の功を奏するに教師は三個の用心あるべき事

(一) 教授に當り生徒をして餘念なく課業に精神を注がし

むべき事

(二) 生徒の信用を得べき事

(三) 生徒が己を信用する力を移して信實を追ひ求むると

と神を信ずると等に進歩せしむべき事

第二

(一) 教師の生命なき教授の爲に生徒をして止むを得ずと

の恩物を得んとか、呵叱を恐る、とか云ふ如き弊害に

陥らざる様注意し、反て生徒よりして進んで取るの精

其の師の言行を薫染して轍を同ふする者なれば教師よりして時刻を過する如き行為あるとき、生徒の意を生じ、隨て教師を侮慢するが如き弊害を生ずる者あれば、教師たる者の自ら起て來れど云ひ安座して往けど命す可からずとの金言を常にお服膺すべきとあり

(四) 教師の生徒に忠實の意を顯し、或る時の親友の如くお談話し、或る時の憂苦患難を慰め、疾病を訪ひ、又の如何にして正道を歩むべきかを語り、時機お投じて愛情を示し、生徒を去て父子の思を懐しめ、縦如何ある頑固の人おても人おらば其の胸間お愛の達し得べき溫柔ある部分必ずありと云へる金言を記臆すべきあり

(五) 教師の自己の教授する章句につき、一点の疑惑を抱か

ず信仰の力、眞正の愛心を以て教ふべし、若し役目と云へる生氣なき教授をあすとき、速お生徒の心裏に感ずる者なれば、殊お慎むべきとなり

(六) 教授法の學士の如き辯論を用ひず、教徒の体面を以て神お忠義なる心と聖靈の加護とに依頼して教ふべき事

(七) 教師の常お生徒をして敬虔の信徒とならしめ、其人の救ひを全ふするまで、決して休息の念を起さず、己れの一學級の生徒お對して、牧師の地位お立つ事を忘れず、群羊を離散せしめず、永生の泉を與ふべき責任を神前お負ふ事を忘るべからず、且つ目下日本の生徒の其父母兄弟等お異教を信する人おさおしもあらざる

故殊に教師の生徒の爲めに同胞親戚の如き義務を負ふ者と知るべし又た一學級毎に一週一度時日を定め(或は夜)親睦祈禱の會を開設し此の集會の時の生徒の談論もあるべしと雖も首として教師が生徒の前途の目的職業の計畫或の賢哲の言行録等又の今日五洲の基督教の勢力の事實に付き談話し眞神に對し忠義を盡すべき事を教ふべし

明治二十三年一月廿一日印刷
同 一月廿二日出版

譯者

戸川安宅

京都上京區下長者町新町西へ入
藏中町十二番月

發行兼印刷者

今村謙吉

大阪市土佐堀三丁目
三十八番屋敷

印刷所

福音社

大阪市土佐堀三丁目
三十八番屋敷

